

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業 (一時保育) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
新宿区は、子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業(一時保育)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
新宿区長

公表日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業(一時保育)
	<p>＜事務全体の概要＞</p> <p>一時保育は、すべての子育て家庭の支援を目的として、子ども・子育て支援法第59条に規定されている地域子ども・子育て支援事業の一つで、区では『新宿区子ども・子育て支援事業計画』に基づき事業を実施している。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】一時保育利用料免除の可否判断を行うにあたり、生活保護受給及び中国残留邦人等支援受給の有無の判定を行うため、個人番号で管理するものである。</p>
②事務の概要	<p>＜事務の具体的な内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保育の利用を希望する保護者から園がとりまとめた一時保育申込書を入園・認定係で受け付ける。</li> <li>・入園・認定係は利用者に承諾書等を送る。</li> <li>・入園・認定係は利用翌月、納付書を利用者に送付し利用料を徴収する。</li> </ul>

③システムの名称 保育システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー

### 2. 特定個人情報ファイル名

一時保育事業ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法別表第1 94の項  
新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	＜選択肢＞ 1) 實施する 2) 實施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第1 94の項 番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども家庭部保育課
②所属長	子ども家庭部保育課長 月橋 達夫

### 6. 他の評価実施機関

—

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 子ども家庭部保育課

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 子ども家庭部保育課  
〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
電話番号 03(5273)4525

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

变更箇所